

重要な政令および税務ガイダンスなどに関する最新情報

2020年11月



Content

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、重要な政令などについての最新情報をご案内申し上げたく存じます。

- 1 2020年9月の政府定例会合における政府決議Resolution 149/NQ-CP
- 2 インボイス・証票および電子インボイス適用期日に関する政令Decree 123/2020/ND-CP
- 3 租税およびインボイスに関わる行政違反処分に関するDecree 125/2020/ND-CP
- 4 租税管理法の施行細則に関するDecree 126/2020/ND-CP
- 5 税務調査の手続きを改正するDecision 1215/QD-TCT
- 6 一時停止した固定資産の損金算入に関するOfficial Letter 12452/BTC-TCT
- 7 個人所得税の人的控除額に関するOfficial Letter 4590/TCT-DNNCN

1. 2020年9月の政府定例会合における政府決議Resolution 149/NQ-CP

2020年9月の政府定例会合における2020年10月10日付け政府決議Resolution 149/NQ-CPが公布されました。Resolution 149によれば、政府は多くの事項に合意しており、Covid-19に対応する種々活動への寄付金・支援金の損金算入を認める許可を得るべく国会への報告をしたいとの財政省からの提案にも合意しています。財政大臣は、政府の委任を受けて、政府に代わり、本件に関する報告を行います。





2. インボイス・証票および電子インボイス適用期日に関する政令Decree 123/2020/ND-CP

インボイス・証票の管理および使用に関する2020年10月19日付け政令Decree 123/2020/ND-CPが公布されました。Decree 123は、2022年7月1日から施行されます。Decree 123には以下のような注目される内容があります。

2018年9月12日付け政令Decree 119/2018/ND-CP が規定する2020年11月1日からの電子インボイス強制適用に関する第35条第2項および第4項が、2020年11月1日から廃止されます。この内容は、新しい租税管理法が定める電子インボイス強制適用に関する規定と一貫性を持たせるように改正されたものです。新租税管理法では、2022年7月1日までは、機関・組織・個人に対する電子インボイスの使用が奨励されています。2022年7月1からは、Decree 123の規定に従う適用が行われます。

Decree 123/2020/ND-CPの施行日までに自社印刷、注文印刷のインボイスの発行通知をしている場合、または、税務当局のインボイスを購入している場合、Decree 51/2010/ND-CPやDecree 04/2014/ND-CPなどインボイス・証票に関する現行規定に従い、これらのインボイスを2022年6月30日まで使用継続することができます（新規発行の場合も含みます）。



2. インボイス・証票および電子インボイス適用期日に関する政令Decree 123/2020/ND-CP

その他関連事項

ハノイ市やホーチミン市などの税務局によるガイダンスや意見交換会によれば、2022年7月1日前の時点で既に電子インボイスの使用を開始していたけれども、Decree 51/2010/ND-CPの規定に従う発行通知済みの注文印刷や自社印刷による紙インボイスが残っており、自社印刷や注文印刷による紙インボイスの使用継続を希望する場合、電子インボイスと並行して発行通知済みの紙インボイスを使用継続することができます。商品サービスの販売の都度、インボイス1形態のみを使用します。

ホーチミン市税務局による意見交換会によれば、控除法による付加価値税の申告をしている企業が、国内での販売と同時に国外への輸出も行っている場合、商品を国外へ輸出する際にはCircular 119/2014/TT-BTC 第3条第7項の規定によりコマーシャル・インボイスを使用して、規定による輸出商品に関わる付加価値税の還付書類・手続きを実施します。コマーシャル・インボイスは、2019年6月13日付け租税管理法 38/2019/QH14 第89条第2項が規定する電子インボイスの種類には該当しません。

上記に関わらず、実務を進めるに際しては、事前に管轄税務当局へ問い合わせをして適切なガイダンスを得ておくことをお勧め致します。

3. 租税およびインボイスに関わる行政違反処分に関するDecree 125/2020/ND-CP

2020年10月19日付け政令Decree 125/2020/ND-CPが公布されました。これに伴い、一部例外事項を除いて、租税およびインボイスの分野における行政罰の諸規定が廃止されます。Decree 125は2020年12月5日から施行されます。

Decree 125には、以下のような留意すべき事項があります。

- 租税・インボイスに関する行政罰を科されない場合がいくつか追加されています（情報技術の技術的問題または税務当局のガイダンスに従った実施により発生した行政違反、納税者自らが違反に気づいて修正申告を行い正しい税額を納付した場合など）。
- 行政罰の罰金額が従来の規定の額よりも増額されています。例えば、規定の期限に遅れて税務申告書を提出した行政違反に対する罰金額は、従来の規定では2百万VNDから5百万VNDでしたが、Decree 125による新しい罰金額では、8百万VNDから15百万VNDとなっています。
- 1億VND以上の金額の税額（過少納税額、脱税額または過剰な免税額・減税額・還付額）あるいは5億VND以上の商品サービス価額に関わる行政違反は、租税に関する大規模な行政違反（加重事由）だと判断されます。
- 10枚以上のインボイスに関わる行政違反は、インボイスに関する大規模な行政違反（加重事由）だと判断されます。



3. 租税およびインボイスに関わる行政違反処分に関するDecree 125/2020/ND-CP

- 従来の下記規定が廃止されます。
 - 2013年10月16日付け政令Decree 129/2013/ND-CPの第 I 章および第Ⅲ章。
 - 2013年9月24日付け政令Decree 109/2013/ND-CPの第 I 章第4条第2項、第Ⅳ章、第 V 章第44条。
 - 2016年5月27日付け政令Decree 49/2016/ND-CPの第3条。
 - 2013年11月15日付け財政省Circular 166/2013/TT-BTC
 - 2014年1月17日付け財政省Circular 10/2014/TT-BTC
 - 2016年10月31日付け財政省Circular 176/2016/TT-BTC
- 租税・インボイスに関する行政違反行為の開始が本政令の施行日前であったが、当該違反行為の終了が本政令の施行日以降であった場合、当該違反行為の開始時点で有効であった租税・インボイスに関する行政違反処分に関する法令文書の規定が適用されます。
- 本政令の第 I 章、第 II 章、第Ⅲ章にある処分規定、租税・インボイスに関する行政違反をした個人・組織に有利な処分決定の実施延期または免除に関する規定は、本政令の施行日前に生じた行為でその後発見された、あるいは、その後処分検討中の行為に対して適用されます。



4. 租税管理法の施行細則に関するDecree 126/2020/ND-CP

2019年租税管理法の施行細則となる2020年10月19日付け政令Decree 126/2020/ND-CPが公布されました。本施行細則は、国家予算に属する各種税金・その他各種徴収金の管理に対して適用されます。但し、関連者間取引を持つ企業に対する租税管理に関する規定の内容、インボイス・証票、租税およびインボイスに関する分野における行政違反処分、税関分野における行政違反処分へ適用する内容は別途規定されます。本政令の施行日は2020年12月5日ですが、本政令における租税債務の免除・減額・取消に関する政策は2020年7月1日から適用されます。Decree 126には、以下のような留意すべき事項があります。

納税者は、間違った税務申告書毎に修正申告書を提出することができます。

- 修正申告が納税義務に影響を与えない場合：補足説明書のみを提出します。修正申告書の提出は不要です。
- 年次確定申告書が未提出の場合：月次または四半期の修正申告書を提出します。
- 年次確定申告書を提出済みの場合：年次確定申告の修正申告書のみを提出します（但し、個人への所得支払い機関が個人所得税の年次確定申告書を修正する場合は、同時に、間違いがあった月次または四半期申告書の修正申告書も提出します）。
- 修正申告が、次期へ繰り越される控除可能な付加価値税額の増減をもたらすだけの場合、当期で申告します。
- 還付対象となる付加価値税を増額させる修正申告ができるのは、翌期の申告書をまだ提出しておらず、かつ、還付申請書もまだ提出していない場合のみです。

非課税対象となる事業活動のみの企業、免税所得を持つ個人、事業活動を一時停止している企業、税務コードを閉じた企業などの税務申告書の提出が免除される場合が挙げられています。輸出のみを行う輸出加工企業は付加価値税申告書の提出が不要です。

Decree 126では、税目毎の申告期および適用条件に関する具体的な詳細も規定されています。これによれば、四半期申告の基準を満たす納税者は、暦年を通して一貫して行う申告を月次または四半期から選択することができます。

5. 税務調査の手続きを改正するDecision 1215/QD-TCT



税務調査の手続き改正に関する2020年9月3日付け財政省Decision 1215/QD-TCTが公布されました。主要内容は、以下の通りです。

- 税務調査・監視の計画立案のため、また、申告書類の調査手続きで使用する税務リスク度合いの分析におけるアプリケーション・ソフトウェアの利用拡大。
- 月次・四半期の税務申告書：税務申告書を100%調査すること。
- 2019年度および税務調査・特別税務調査を受けていない年度の税務申告書・年次確定申告書に対する調査に注力すること。
- 納税者が情報、資料および説明文書を提出するに際しては、電子メール、郵送または税務当局へ直接届けるなど従来の形態に加えて、税務総局の専用ウェブサイトを紹介した送付も可能である。
- 税務調査チームから納税者へ送付される説明文書や資料情報補足の要請は、税務総局の専用ウェブサイト、電子メールを通じて送付されます。同時に、送付された文書、情報、資料の結果に関する通知および確認は、納税者が届出済みの電話番号へ連絡されます。

2020年9月3日から施行されます。

6. 一時停止した固定資産の損金算入に関するOfficial Letter 12452/BTC-TCT

Covid-19の影響により使用を一時停止した固定資産の損金算入に関する財政省の回答が、2020年10月9日付けOfficial Letter 12452/BTC-TCTとして発行されました。

これによれば、Covid-19の影響による市場の需要減少のため、2020年度中に9カ月未満の期間、一部固定資産の稼働を一時停止せざるをえなかったが、その後、固定資産を事業活動のために引き続いて稼働させた場合、規定の季節性のある製造による一時停止の場合に該当します。

これによれば、使用を一時停止した期間の固定資産減価償却費は法人所得税を計算する際の損金として認められます。





7. 個人所得税の人的控除額に関するOfficial Letter 4590/TCT-DNNCN

個人所得税の初年度が暦年をまたぐ外国人専門家の人的控除額に関して、2020年10月28日付けOfficial Letter 4590/TCT-DNNCN が税務総局から発行されました。

具体的には、ベトナムでの勤務を行うために渡越した外国人専門家が税務上の居住者として初年度（2019年7月から2020年6月まで）の個人所得税確定申告を行う場合、2019年7月から2019年12月までの期間については、月額9百万VNDの基礎控除額、および、月額360万VNDの扶養控除額を適用します。

2020年1月から2020年6月までの期間については、月額11百万VNDの基礎控除額、および、月額440万VNDの扶養こうじょがくを適用します。

Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



grantthornton.com.vn

© 2020 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.